

令和4年第5回平取町議会臨時会（開会午前10時30分）

議長

皆さんおはようございます。

只今より令和4年第5回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、8番鈴木議員と9番高山議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。このことにつきましては、本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

本日召集されました令和4年第5回平取町議会臨時会の議会運営につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和4年5月分、6月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で、諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について説明を求めます。町長。

町長

要望の経過を報告いたします。要望項目は、日高総合開発期成会要望でございまして、令和5年度の日高地方の総合開発に関する提案要望、合わせて高規格幹線道路日高自動車道の早期整備に関する提案を行っております。要望の重点項目としては、災害に強く、安全で安心して暮らせる地域づくり、農業林業水産業の振興、住みよい生活環境の整備、特色ある地域文化の創造、地域医療、福祉体制の整備、地方の公共事業予算の安定的、計画的な確保と、北海道開発の枠組み体制の堅持などとなってございます。当町からの個別要望として、国道の電柱地中化、道道平取静内線、貫気別市街地の早期整備、イオル再生事業の全道的な連携、林業関係人材の確保、平取高校の存続、平取養護学校の寄宿舎整備、公立病院の医師確保等について関係部署に要望してございます。要望先は北海道知事、道議会議長ほか、管内選出議員、各会派議員、北海道教育長、北海道開発局長、室蘭開発建設部長、室蘭建設管理部長ほかでございます。要望月日は、4月20日から21日の2日間。要望者は、開発期成会として私と千葉議長が参加いたしました。以上要望経過報告でございます。

議長	<p>以上で、行政報告を終了します。</p> <p>日程第5、議案第1号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。</p>
生涯学習 課長	<p>議案1ページをご覧いただきたいと思います。議案第1号、財産の取得についてご説明させていただきます。この財産取得につきまして、7月13日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。取得財産は、車椅子対応大型町有バス。型式及び規格につきましては、三菱ふそうエアロエースHD、定員は46名、数量は1台でございます。取得金額につきましては、4496万4600円でございます。取得の相手方につきましては、札幌市白石区中央2条1丁目1番93号、三菱ふそうトラック・バス株式会社バス事業本部販売部、北海道地区担当部長の柿山秀樹であります。なお、納期につきましては、令和5年3月24日でございます。町有バス取得における入札参加者は1社でございます。落札率につきましては99.5%であります。以上で、財産の取得につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、財産の取得については、原案のとおり可決しました。</p> <p>日程第6、議案第2号、令和4年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。</p>
総務課長	<p>議案第2号、令和4年度平取町一般会計補正予算第3号につきましてご説明いたしますので、2ページをご覧ください。令和4年度平取町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ237万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億6503万3000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。上段、2款2項1目税務総務費22節償還金、利</p>

子及び割引料、160万円の増額でございます。これは、確定申告の未申告者に対しまして、みなし課税により住民税を賦課しておりますが、このたびその未申告者から過年度分の確定申告があり、住民税額が減額となったこと、また、そのほかに過年度分の所得税の更正の請求により、所得金額が減額となり、住民税の還付が必要となったことから予算に不足を生じたため、過年度還付金として160万円を増額するものでございます。財源につきましては、全額、前年度繰越金を充当するものでございます。次に下段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、77万円の増額です。これは、国では令和4年度末までにほぼ全国民へのマイナンバーカード普及を目指しておりますけれども、当町で取得している方は町民全体の3分の1となっていることから、町といたしましても、マイナンバーカードの普及促進を図るための取組を実施するもので、主に出張申請の受け付けを行うための経費を増額補正するものでございます。このかかる経費の10分の10が国庫補助金として交付されます。予算の内訳は、3節職員手当152万円、これは職員の時間外手当です。7節報償費17万3000円、8節旅費8万6000円、これは出張申請の受付業務などの事務従事者への謝金と費用弁償でございます。10節需用費14万7000円、主にコピー用紙や事務用品、チラシの印刷代となります。11節役務費6万8000円、これは出張申請に使用するタブレット用のWi-Fi通信料や事務従事者の保険料でございます。17節備品購入費14万4000円、出張申請時に使用するタブレットとコンパクトプリンター、ポケットWi-Fiを購入するものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金となります。次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5ページをご覧ください。上段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、77万円の増額です。これは只今、歳出でご説明いたしましたマイナンバーカードの普及促進に係る経費について、全額、通知カード個人番号カード交付事務費補助金を見込んだものでございます。下段、20款1項1目繰越金1節繰越金、160万円の増額です。今回の補正財源につきましては、国庫補助金を充当し、さらに不足する財源を前年度繰越金に求めるものでございます。以上、議案第2号、令和4年度平取町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

6ページ、2款の総務費7節の報償費の関係ということになりますけれども、マイナンバーの普及促進ということで、これについて町としてはどのくらい今回のこの事業で進めようとしているという、基本的なその数字的な考え方というのは持っているのかどうなのかということが一点。それと、わざわざ個人宅を訪問してというような形に聞こえたのですけれど、そういうときにどのぐら

い相手が求める気はないというような意思表示をされたら、それですんなりと退いてくれる程度のお話をするという程度のことなのか、やはりＮＨＫの受信料ではないですけれど、かなりしつこくという話も聞いたりします。そういうことのないような形でされるのかというふうには思いますけれども、その辺について確認をしておきたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

只今のご質問にお答えいたします。まず、数字的な目標となりますけれども、現在 33 % の普及率であるカード申請を、目標としては 50 % 程度まで引上げたいということの目標を持っております。それには枚数として 792 枚程度の追加が必要となります。それで、方法としまして出張申請というご説明をさせていただきました。このやり方としましては、拠点の生活館に赴いて、それぞれそういったところで出張申請していますという周知をしながら、予約を受けながら、今の計画では、紫雲古津生活館、二風谷生活館、振内町民センター、貫気別生活館という拠点において、各 7 回ずつ出張申請の日を設けて受付をしていきたいと考えております。それ以外に土日の受け付け、これはふれあいセンターですが、土日の受け付けと時間外の受付という日を設けて対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長

ほかに質疑ございませんか。 2 番木村議員。

2 番
木村議員

関連でちょっと聞きたいのですけれども、今このマイナンバーに関しては、スマートフォンでやることができるようになっていまして、写真もスマートフォンで撮った写真がそのまま使われるような体制が出来ているように聞いてますけれども、そういうものもきちんと伝えていくのか。別にカウントとして、スマートフォンでやってしまうと分かなくなるというか、最終的には分かるのだろうけど、そういうこともきちんと伝えていって、スマートフォンでやるやり方なんかというのも、きちんと熟知した形の中で進めていくのかちょっとお伺いしたい。

議長

町民課長。

町民課長

ご質問にお答えいたします。方法としましては、こちらからタブレット端末を 2 台、出張のときに持ち込んで、そこで手続はこちらの職員及び臨時職員といいますか、雇用した職員が手続を進めるということになっていきます。そこで皆さんとしては、QR コードつきの申請書をお持ちいただきながら、それでこちらで写真を撮ったり、必要項目を入力したりということで、皆さんに手間をかけないような形で進めていきたいというふうに考えております。もしその場

で、スマートフォンのやり方というのを質問受けた場合には、それにも対応させていただきたいと思います。セキュリティー上はこちらの端末に残ったものは、一定程度の期間が過ぎると情報が消えていくというやり方で、セキュリティーを保っていきたいと考えております。

議長

よろしいですか。ほかになければ、以上で質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、令和4年度平取町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第3号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明させていただきますので、8ページをお開きください。提案理由としましては、一般会計の税務総務費でもご説明がありましたとおり、所得申告の未申告者が、過年度に遡り確定申告を行ったことなどにより、過年度保険税の還付が生じたため、かかる予算を補正しようとするものです。第1条として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ66万6000円を追加し、予算の総額を7億6126万6000円とするものです。それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げますので、12ページをお開きください。9款1項1目保険税還付金、22節償還金利子及び割引料、66万6000円の追加です。この内容についてですが、只今申し上げましたとおり、国民健康保険税は住民税と同様に、確定申告の未申告者に対して、みなしこれにより賦課しておりますが、このたび、その未申告者から過年度分の確定申告がなされ、所得が減額修正となったことに伴い、国保税額が減額となったこと。また、別の方ですが、過年度分の所得税の更正の請求により、所得金額が減額になったことに伴い、国保税の還付が必要となったことから、還付金予算に不足を生じたため、66万6000円を追加しようとするものです。財源については、前年度繰越金を充当いたします。次に歳入についてですが、11ページをご覧ください。7款1項1目繰越金1節繰越金で、歳出と同様の66万6000円の補正を行うものです。以上、議案第3号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、令和4年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務長。

病院事務長

議案第4号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げますので、議案書13ページをお開き願います。第1条、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は、次に定めるところであります。第2条、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、既定予定額4億5412万8000円に、補正予定額517万円を追加し、計4億5929万8000円とし、病院事業収益、既定予算額8億6415万円を合計8億6932万円とするものであります。支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、既定予定額8億5285万6000円に、補正予定額517万円を追加し、8億5802万6000円とし、病院事業費用、既定予算額8億6415万円を合計8億6932万円とするものであります。第3条、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第4条に定めた資本的収入、及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款資本的収入、第4項補助金を新設し、補正予定額1536万7000円を追加し、資本的収入、既定予算額2億1655万円を合計2億3191万7000円とするものであります。支出ですが、第1款資本的支出、第2項建設改良費、既定予定額8386万4000円に、補正予定額1536万7000円を追加し、9923万1000円とし、資本的支出、既定予算額2億1655万円を合計2億3191万7000円とするものであります。次のページをお開き願います。14ページは、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更と明細ですが、補正予定額は記載のとおりであり、説明は、次のページからの収入と支出によりご説明いたしますので、省略させていただきます。それでは、収益的収入支出の収益的支出から説明いたしますので、15ページをお開き願います。15ページの上から2段目になりますが、収益的支出、1款1項3目経費5節消耗備品費、517万円の追加であります。これは、感染症検査機関等設備整備費補助金を活用し、新型コロナウイルスPCR検査機器1台を購入するものであります。この1台で同時に4検体まで検査可能となっております。次に、収入についてご説明いたします。上段になりますが、1款2項

5目補助金1節補助金、517万円の追加です。感染症検査機関等設備費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症検査機関等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備を図るための補助金で、収益的支出で説明いたしましたPCR検査機器を導入するものであります。補助率につきましては、10分の10となっております。次に、資本的収入支出の資本的支出から説明いたします。本15ページの1番下段となります。1款2項1目資産購入費1節医療機器購入費、1401万4000円、2節一般備品購入費、135万3000円の追加であります。これは、感染症医療提供体制整備事業費補助金を活用し、発熱外来用の陰圧ブース、心電計、超音波エコーの一般備品並びに医療機器を購入するものであります。次に、収入についてご説明いたします。1款4項1目補助金1節補助金、1536万7000円の追加であります。感染症医療提供体制整備事業費補助金については、新型コロナウイルス感染症の発熱者等診療、検査医療機関等の設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の強化を図るための補助金で、資本的支出で説明いたしました陰圧ブースや心電計などを導入するものであります。補助率は10分の10となっております。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
2番木村議員。

2番
木村議員 今、聞いてちょっとと思ったのですけれども、今までPCR検査については、何か人数制限があったり、いろいろこう発熱がなければ受けられないとか、そういうような決まりを病院でもつくっていたと思うのですけれども、この機械を入れることによって、その体制がどういうふうに変わるのか。要するにPCR検査というのは、言い方悪いですけれども、やればやるだけ儲かるというような話も聞きますので、病院のいろいろなことを考えると、やはりできる限りそういう要望があれば、こなしていくのが病院にとってはいいのではないかと思うのですけれども、そこら辺の体制がどうなるのか、お聞きしたいと思います。

議長 国保病院事務長。

病院事務長 只今の質問にお答えいたします。現在、PCR検査の機械が6台あります。今回、補助金を活用しまして1台導入すると4検体まで検査するということで、合計10検体まで検査することが可能となります。検査結果が出るまでは、おおむね1時間ぐらいかかるということなので、最大でも1時間ちょっとで10人分は検査できるということになります。現在、全国的な感染者の増加によりまして、コロナPCR検査試薬の不足というものが顕著になりまして、当院で

も検査試薬の不足ということで、現在のところ、発熱患者の中でも 37 度 5 分以上の方を限定して P C R 検査を実施しているという状況であります。現在の試薬の検査キットが、今朝時点で 45 個、メーカー預かりにしてもらっているのが 50 個ぐらいありますと、その次がいつ入ってくるか未定という状況となっております。今回、導入する機械は、今入っております P C R の検査機械とはまた別の機械を導入しますので、なぜ別の機械を導入するかといいますと、同じ検査試薬を使う機械ですと、その検査試薬がなくなったときに、当院でも検査が出来なくなるということが考えられますので、そういうリスク回避のために別の機械を導入するということにしております。今、全国的な感染者の増加の中で、検査試薬がどこまで戻ってくるかにもよるのですが、今後はできるだけ、町民の方の P C R 検査には対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

2 番木村議員。

2 番

木村議員

今、事務長の話はわかりましたけれども、要するに、今度新しい別なメーカーの機械ということで、そしたら試薬については、ある程度潤沢に入ってくるというような、そういう話はあるのか。今の状態でちょっとと思ったのですけれど、ただ民間では、苦小牧の民間の病院だとかでは、随時、結構な量の P C R 検査しているのです。やはりそういうものもありますので、前にも言ったなかなか試薬が入ってこないというのは分かるのですけれど、できる限り町民の要望、今でも、ちょっとどこかへ行くと心配で、よそで P C R 検査を受けてという人も結構聞きますので、できればそういうのをできるように体制を整えていたければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

病院事務長。

病院事務長

只今、木村議員からおっしゃられたとおり、病院としても P C R 検査の対応、検査機器の確保等ありますけれど、なるべく町民の皆様にそういう検査の機会提供できるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ほかに質疑はありませんか。 5 番金谷議員。

5 番
金谷議員

今、木村議員が質問したと思いますけれども、一応発熱外来の P C R をやる前に抗原検査とか、そういうことも行っているのか。その辺の順序立てというものはきちんと決まっているのか。そして今現在、全国的に抗原検査のキットも不足しているというような状況でございますので、その辺についても、抗原検査のキットがどういうふうな状況になっているのか。 P C R の試薬の方については、今、木村議員が質問した答弁もありましたので、その辺ちょっと教えて

いただけますか。

議長 病院事務長。

病院事務長 只今の質問にお答えします。現在、PCR検査と抗原検査と、当院ではどちらもできるような状況とはなっておりまして、先日、院内でもドクター含めて協議したのですが、今のところ、PCRのほうをまず優先して、まずPCR検査やりまして、試薬の残状況にもよるのですが、もしPCRの試薬がなくなった時点では、抗原検査の定性検査のほうに切り替えるというところで話はしているところであります。あと、入院患者、当院に入院する患者さんですとか、ほかの病院に転送する患者さんに関しましては、抗原検査の簡易キットで陰性、陽性の判定をして他院に送り出すような形としております。以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第4号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げますので、議案第5号をご覧いただきたいと存じます。本件につきましては、7月28日に入札を執行いたしました工事でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名につきましては、本町中央住宅団地新築工事3号棟。工事場所、沙流郡平取町本町180番地3ほか、こちらにつきましては、1月18日開催の議員全員協議会で報告させていただいている場所となります。昨年度建設の左側、東側の区画となります。工事概要につきましては、木造2階建て1棟4戸、延べ面積327.78平方メートルであります。また、駐車場等の外構工事、及び浄化槽工事を含んだ工事内容となっております。請負金額につきましては、1億1110万円。請負契約者、沙流郡平取町字荷菜40番地6、株式会社小林組代表取締役小林史明氏であります。なお、工期につきましては、令和5年3月20日でございます。本工事における入札参加者につき

ましては、株式会社五十嵐工業、有限会社楠建設、株式会社小林組、日新建設株式会社の4社でございました。落札率は97.2%であります。以上で、工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
4番井澤議員

4番井澤議員 請負金額について、この1億1100万というのは、昨年度2棟建てた金額と比べて、資材高騰というようなことのお話もされていますけれども、このプライマイはどれぐらいだったのでしょうかということが一つと、もう一つは前年度建てた分の、去場に建てた住宅での二階からの騒音とかいうことの対策を立てたと思いますけれども、昨年の建てた分の入居した結果、そういうものは解決されているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 井澤議員のご質問にお答えさせていただきます。請負金額につきましては、昨年の工事と比べてどうかということでございますけれども、駐車場の整備だとか、外構の整備もありますので、一概に幾らという形でのご説明は出来ないと思うのですが、建物の工事自体につきましては、さほど金額的には変動はないというふうに押さえております。若干数%の増加はありますけれども、去年のような大幅に金額が上がるというような状況はないので、ほぼ横ばいかなというふうに考えてございます。続きまして、二階との騒音の関係でございますけれども、こちらにつきましては、昨年、産業厚生常任委員会、全員協議会の中でもご説明させていただきまして、部材を変更して対応させていただくということでご説明をいたしまして、その部材を今回使ってございます。完成の際にも、議員の皆様にも現地見ていただいて、騒音の現状について現地でも確認していただいているところでございますけれども、去場でいただいてた苦情という形では、今回、住んでいらっしゃる方からの苦情という形では承っておりませんので、それなりに軽減されているというふうに私どもは理解しております。以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければこれで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第5号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告いたします。

議案5件で原案可決5件となっています。

以上で、全日程を終了しましたので、令和4年第5回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

なお、この後11時20分から議員控室におきまして、産業厚生常任委員会を開催しますので、委員の方の出席をよろしくお願ひいたします。以上です。

(閉会 午前11時10分)